

ツキノワグマ緊急銃猟机上訓練を実施します

改正鳥獣保護管理法が令和7年9月1日に施行され、人の日常生活圏にクマなどの危険鳥獣が出没した場合、一定の条件を満たせば、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができるようになりました。

市街地等へツキノワグマが出没したと想定し、関係者が迅速かつ円滑に捕獲等の対応ができるよう、和歌山県、上富田町が共催で標記の訓練を実施します。

1. 日 時：令和8年5月20日（水） 14：00～16：00（予定）
2. 場 所：上富田町役場 2階 大会議室（和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地）
3. 参加者： 和歌山県、上富田町、白浜警察署、田辺消防署上富田分署
（予定） 和歌山県猟友会西牟婁支部、田辺市、みなべ町、白浜町、すさみ町
4. 内 容： （1）緊急銃猟制度の説明（和歌山県）
（2）机上訓練
市街地等にツキノワグマが出没した場合の緊急銃猟の実施可否、通行規制、住民の避難指示などの訓練を行う
5. 取材等
取材にお越しいただく際には、報道機関とわかる腕章等を装着し、受付を13:45までに行ってください。

（連絡先）

環境生活部 環境政策局 自然環境課
担当：松尾【緊急銃猟制度の概要に関すること】
電話：073-441-2779
西牟婁振興局健康福祉部 衛生環境課
担当：新田、岡室【机上訓練に関すること】
電話：0739-22-4115